

行政訴訟と民事訴訟

(百選「Ⅱ－154」～「Ⅱ－158」)

問題 001

物納土地は国有財産法3条3項の普通財産に属し、その払下は国が一定の準則に基づき優越的地位にたって私人との間の法律関係を定めるものであり、私人はこれに対して何らの発言権も有しないから、純然たる行政処分である。

001 解答：誤り

普通財産の払下は、私法上の売買契約にほかならないとした。(Ⅱ－154)

問題 002

弁済供託民法上の寄託契約の性質を有するものであり、供託金の取戻請求に対する供託官の却下処分は、却下および処分という字句を用いているからといって、行政処分たる性質を有するものと解することはできない。

002 解答：誤り

当該却下処分は、行政処分であるとした。(Ⅱ－155)

問題 003

弁済供託における供託物の取戻請求権の消滅時効の起算点は、当該供託がなされた時と解するのが相当である。

003 解答：誤り

供託の基礎となった債務について紛争の解決などによってその不存在が確定するなど、供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時と解するのが相当であるとした。
(Ⅱ－155)

問題 004

ごみ焼却場の設置行為によって周辺住民らが不利益を被ることがあるとしても、右設置行為は、都道府県が公権力の行使により直接周辺住民らの権利義務を形成し、またはその範囲を確定することを法律上認められている場合に該当するものということを得ず、行政処分にあたらなから、その無効確認を求める請求を不適法であるとしたことは正当である。

004 解答：妥当である。(Ⅱ－156)

問題 005

行政事件訴訟特例法1条にいう行政庁の処分とは、行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

005 解答：妥当である。(Ⅱ－156)

問題 006

大阪国際空港(当時)の離着陸のためにする供用は運輸大臣(当時)の有する空港管理権と航空行政権という2種の権限の、総合的判断に基づいた不可分一体的な行使の結果であるとみるべきである。

006 解答：妥当である。(Ⅱ－157)

問題 007

大阪国際空港(当時)の周辺住民らが行政訴訟の方法により何らかの請求をすることができるかどうかはともかくとして、運輸大臣(当時)に対し、いわゆる通常の民事上の請求として、私法上の給付請求権を有するとの主張は成立するものと言わなければならない。

007 解答 : 誤り

私法上の給付請求権を有するとの主張の成立すべきいわれはないとした。(Ⅱ - 157)

問題 008

防衛庁長官(当時)の自衛隊機の運行に対する権限は、周辺住民との関係において、公権力の行使に当たる行為とはいえない。

008 解答 : 誤り

防衛庁長官(当時)の自衛隊機の運行に対する権限は、周辺住民に対して騒音等の受忍を義務づけるものであり、公権力の行使に当たる行為というべきであるとした。(Ⅱ - 158)

問題 009

航空基地の周辺住民らが、国に対し、自衛隊機の一定時間帯における離着陸の差止め及びその他の時間帯における航空機騒音の規制を民事上の請求として求めることは、不適法というべきである。

009 解答：妥当である。(Ⅱ－158)

問題 010

航空基地に係る国と米軍との法律関係は条約に基づくものであるから、国は、条約ないしこれに基づく国内法令に特段の定めのない限り、米軍の本件航空基地の管理運営の権限を制約し、その活動を制限し得るものではなく、国に対して米軍機の離着陸差止め等を求める請求は、その主張自体失当として棄却を免れない。

010 解答：妥当である。(Ⅱ－158)